

農林水産省 令和7年度
フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践と
その可視化の在り方検討会
第1回検討会

令和8（2026）年1月7日

農林水産省
みどりの食料システム戦略グループ
地球環境対策室

第1回検討会アジェンダ

1. 今年度の取組方向（案）
2. 昨年度の検討会における御意見と対応方針（案）
3. ガイドライン改定に関する事項
 - (1) 商標登録に伴う規制について
 - (2) その他
 - (3) 報告事項
4. 畜産分野に関する事項
 - (1) 算定実証について
 - (2) 牛の簡易算定シートにおける昨年度からの変更点について
 - (3) 販売実証について
 - (4) みえるらべるルール素案について
 - (5) 豚肉・鶏肉・鶏卵の簡易算定シートについて
5. 報告事項

簡易算定シートを用いたScope 3 算定に向けた環境省令和7年度バリューチェーン全体での脱炭素化推進モデル事業との連携について
6. 今年度のスケジュール

1. 今年度の検討方向（案）

昨年度までの成果と今年度の取組方向

【令和3年度の取組】

- 食品事業者・農林漁業者向けの技術紹介資料の作成
- 農産物の温室効果ガス簡易算定ツールの作成（米、トマト、きゅうり）

【令和4年度の取組】

【実証】

- 簡易算定シートを用いた販売実証（コメ、トマト、キュウリ）

【簡易算定シート作成】

- 簡易算定シートを23品目に拡大
- 畜産版簡易算定シート作成のための要件整理

【令和5年度の取組】

- 算定結果を用いた等級ラベル表示による販売実証を通じた消費者への訴求（農産物23品目）
- **この結果を踏まえたガイドラインの策定と「みえるらべる」の本格運用開始**（令和6年3月）
- 畜産物の簡易算定シートの作成に関する検討に着手

【令和6年度の取組】

- **ガイドラインの課題**への対応
- **畜産物（牛肉、生乳）の簡易算定シート**の作成
- **豚、鶏、花き**にかかる評価手法の検討に着手

【令和7年度の検討課題】

- **ガイドラインの課題**への対応の検討（商標登録等）
- 畜産物（牛肉、生乳）にかかる**算定実証・販売実証**の実施に向けた検討・**ルール素案**の検討
- **豚肉、鶏肉、鶏卵**の簡易算定シートの作成に関する検討に着手

検討会の委員構成

委員構成について

- LCA手法による温室効果ガス排出量の定量評価、CFP制度、畜産、飼料栽培等の知見を有する学識経験者、研究機関、関係団体、食品事業者等9名（昨年度からの変更なし）。

委員リスト（敬称略、五十音順）

| 分野 | 属性 | 氏名 | 所属・役職 |
|----------------------|-------|--------|---|
| 農業（畜産） | 学識経験者 | 荻野 暁史 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 高度飼養技術研究領域 スマート畜産施設グループ グループ長 |
| 農業（畜産） | 団体 | 草 明生 | 全国農業協同組合連合会 畜産対策部 統轄課 畜産サステナビリティ推進室 室長 |
| LCA | 学識経験者 | 齋藤 雅典 | 東北大学 名誉教授 |
| 農業（畜産） 生産・販売（乳製品） | 食品事業者 | 清水 康男 | 明治ホールディングス株式会社 サステナビリティ推進部 環境グループ長 |
| LCA | 学識経験者 | 中野 勝行 | 立命館大学 政策科学部 教授 |
| 生産・食品加工・販売 （畜産） | 食品事業者 | 鳴海 洋一 | 日本ハム株式会社 サステナビリティ部 プロモーター |
| 消費者行動変容・CFP | 学識経験者 | 西尾 チヅル | 筑波大学 副学長（企画評価・広報担当） 附属図書館長 ／ビジネスサイエンス系・教授 |
| サステナビリティ | 専門家 | 夫馬 賢治 | 株式会社ニューラル 代表取締役CEO 国立大学法人信州大学 グリーン社会協創機構特任教授 |
| 生産・小売・CFP | 食品事業者 | 宮澤 正紀 | イオントップバリュ株式会社 戦略本部 副本部長 兼 環境推進室長 |

2. 昨年度の検討会における主な御意見と対応方針（案）

昨年度検討会における主な御意見と対応方針（案）①

委員からの御意見

対応方針（案）

【簡易算定シート関係】

- 生物多様性について、みえるらべるにおける対象品目の拡大には、実際にはかなり時間がかかる印象を持っている。現在の検討状況について教えていただきたい。
- 簡易算定シートで牛肉・生乳それぞれのGHG排出量を算定できるようになったと評価してよいと考える。次年度以降は引き続き検証を進めることが大事である。3-NOPと放牧を削減技術として簡易算定シートに反映できたが、カシューナッツ殻液等についても可能となった段階で追加できれば、簡易算定シートを使用する生産者の削減選択肢が広がると思っている。
- 肉用牛・乳用牛どちらも農場を持っており、牛の生産・乳の生産のどちらもScope 1に含まれる。これをどうやったら減らせるのか、組織として、企業体として考えなければならない。こうした場面でも簡易算定シートが活用できると思っているがご意見を伺いたい。
- 水田については一定程度の科学的知見が得られているため、「米」については実装しているところ。他の作物（特に畑作物）は、科学的知見が蓄積されていない等の課題があるため、令和8年度予算の概算決定における「みどりの食料システム戦略の加速化に向けた環境づくり」メニューにおいて、取組による生物多様性保全の効果に関する調査の実施を盛り込んでいる。引き続き、検討してまいりたい。
- 飼料添加物について、カシューナッツ殻液については、2025年12月の運営委員会において、J-クレジットの新規方法論として審議を実施、方法論化は年度内の予定。今後、その根拠情報等を踏まえて、GHG排出量低減の選択肢として簡易算定シートの実装に向けて検討してまいりたい。
- 簡易算定シートは、農産物ごとのラベル表示の段階を計算可能なほか、算定した農産物の排出量をScope 3のカテゴリー1として、取引先の食品事業者と連携して活用することも想定。
- 自社農場のScope 1を算定する場合の活用イメージとしては、畜産物の生産段階で生じるGHGを簡易算定シートで算定し、間接部門等の部分は、現行の簡易算定シートの範囲外になっている要素を追加する必要。この場合、算定シートのカバーや追加の必要な要素の整理が重要。サプライチェーン排出量の観点から食品事業者の皆様にも活用可能なものとなるよう検討してまいりたい。

昨年度検討会における主な御意見と対応方針（案）②

委員からの御意見

対応方針（案）

【見える化システム関係】

- 見える化システムを活用すると、農業者にとってより取り組みやすくなるのか。
- 「見える化」のさらなる拡大に向けて、農業者の簡易算定シートの記入負担の軽減など、利便性の向上を図るため、GHG排出・吸収量を算定し、等級と登録番号を自動で付与できるシステムを農研機構のWAGRI上に開発し、令和7年6月から運用を開始。現在、株式会社クボタのK S A S（米）、ウォーターセル社のアグリノート（米、茶）、J A全農の担い手営農サポートシステム（ピーマン除く23品目）で、利用することが可能。
- すぐに算定・報告を全て営農管理アプリを通じた見える化システムに切り替えるものではない。当面は、Excelの簡易算定シートも営農管理アプリもどちらも可能であり、選択肢を増やすことで、生産者の方々に取り組んでいただく際の負担軽減を目指している。
- 見える化システムを利用した場合、「Scope 3 算定のデータや加工食品CFP算定への活用を想定」とはどのような形で実現する仕組みなのか教えていただきたい。
- Scope3への活用については、農業者が生産段階のGHG排出量を見える化システムで算定・報告したのち、農業者との合意があればデータを食品事業者に共有可能な仕組みもある。
- 加工食品のCFPについては、令和7年4月に公表した「加工食品共通CFP算定ガイド」において、原材料生産段階の排出量として、簡易算定シートで計算する値を活用可能である旨を記載している。

3. ガイドライン改定に関する事項

- (1) 商標登録に伴う規制について
- (2) その他
- (3) 報告事項

商標登録に伴う不当表示への対応方法の追記について

- **みえるらべるは令和6年10月に、ChoiSTARは令和7年7月に商標登録を完了。**我が国では、商標法において、商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有するとしています。
- 生産者によるラベル使用は「通常使用権」の許諾に基づくものという取扱いとなり（ラベル取得手続は変更なし）、**ガイドラインに基づかない方法でラベル表示のデザインを使用した場合、農林水産省は商標権の侵害（又はそのおそれ）の停止又は予防を要求することが可能**（※特に悪質な場合等には第78条で罰則が科される可能性）
- ついては、現行の景品表示法の規定に加えて、上記のような**商標法に基づく対処をガイドラインに追記してはどうか。**

【ガイドライン案文】

不当表示に対する対処②

本ガイドラインにおけるラベル表示のデザインは、農林水産省が商標登録を受けています。そのため、商標権者である農林水産省は、商標法第25条に基づき、指定商品等について登録商標の使用をする権利を専有しています。その上で、農林水産省は、商標権者として、その商標権について本ガイドラインに基づき登録番号を付与した者にのみ通常使用権（同法第31条）を許諾しています（ただし、本ガイドラインの範囲内での使用に限ることとしています。）。

したがって、許諾を得ずに、又は、許諾を得ていても本ガイドラインに基づかない方法により、ラベル表示のデザインを使用した者には、農林水産省が商標権者として、同法第36条第1項に基づき差止請求をする可能性があります。また、特に悪質な場合等においては、第78条又は第78条の2（商標権等侵害）の罰則が科される可能性があります。

【ガイドラインに基づかない表示（例）】

- 算定シートによる算定・報告をせずに、無断でラベル（類似デザインを含む。以下同じ）を用いる
- 算定シートにより虚偽の算定・報告してラベルを用いる
- 算定シートによる適正に算定・報告したものの算定結果と異なるラベルを用いる など

【商標法（関係部分抜粋）】

（通常使用権）

第三十一条 商標権者は、その商標権について他人に通常使用権を許諾することができる。

2 通常使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を有する。

3 通常使用権は、商標権者（専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 通常使用権は、その登録をしたときは、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

5 通常使用権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

6 特許法第七十三条第一項（共有）、第九十四条第二項（質権の設定）及び第九十七条第三項（放棄）の規定は、通常使用権に準用する。

（差止請求権）

第三十六条 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

その他軽微修正など

- その他、プラスチック資材の入力方法の変更、加工食品の表示例の記載ぶりなど、現行の運用状況を踏まえたガイドラインになるよう軽微修正。
- また、運用中での課題等を踏まえて、農産物の温室効果ガス簡易算定シートの使用許諾及び免責事項を更新する予定。

ガイドライン

・プラスチック資材の入力方法の変更

※数年にわたって使用するプラスチックについては財務会計上の固定資産と同様の取扱いとして、「資本財」としてみなすことが他産業の傾向からも妥当と考えられる。

ハウス用ビニルシートなど複数年使用されるものは1年あたりの使用量を推計していたが、経済産業省・環境省のCFPガイドラインやCFP実践ガイドにより、資本財は算定対象外として整理されていることを踏まえ、農産物の環境負荷低減の見える化としてもそのように整理することとする。

- ・ 「別記2 ラベル表示」における、加工食品の表示例の書きぶりの調整
- ・ その他軽微修正

温室効果ガス簡易算定シート

- ・ 使用許諾及び免責事項の更新
- ・ 商標法等に基づく許諾及び同意チェック欄を追記

環境負荷低減の「見える化」Q&A

- ・ 「環境負荷低減の見える化システム」による算定・報告について追記
- ・ その他、運用上よくある質問を基に追記・修正

報告事項（見える化システム）

- 「見える化」のさらなる拡大に向けて、農業者の簡易算定シートの記入負担の軽減など、利便性の向上を図るため、GHG排出・吸収量を算定し、等級と登録番号を自動で付与できるシステムを農研機構のWAGRI上に開発し、令和7年6月から運用を開始。
- 環境負荷低減の見える化システムと連携した営農管理アプリで、「みえるらべる」を取得することが可能
- 現在3つの営農管理アプリが連携しており、順次追加予定。

環境負荷低減の見える化システムとは

- 農林水産省が農研機構WAGRI上に開発した、GHG排出・吸収量等の算定と「みえるらべる」の等級・登録番号付与を自動で行うシステム。
- 本システムに営農管理アプリ等がAPI連携することで、農業者が利用できます。



メリット

- ① アプリを通じてスムーズに算定・報告が可能
(算定シート(Excel)の記入不要・農林水産省への提出不要※)
- ② アプリを通じた報告後、すぐに等級と登録番号が付与され、**みえるらべるの使用が可能**
- ③ 過去に報告した算定結果の確認が可能

※入力内容に不明点がある場合、報告後に農林水産省から確認や再算定の連絡を行う場合があります。

連携している営農管理アプリ等一覧

- **株式会社クボタ KSAS (クボタスマートアグリシステム)**
提供時期：令和7年7月30日～
対象品目：米（温室効果ガス削減貢献のみ）



KSASについて
詳細はコチラ

- **ウォーターセル株式会社 アグリノート**
提供時期：令和7年9月30日～
対象品目：米（温室効果ガス削減貢献のみ）、茶



アグリノートに
ついて詳細はコチラ

- **JA全農 担い手営農サポートシステム (NEサポシステム)※1**
提供時期：令和7年10月27日～
対象品目：米や野菜等23品目※2

※1 当該連携は現在一部のJAに限られておりますが、順次拡大を検討中です。

※2 現在の「見える化」対象24品目のうちピーマンを除く23品目



担い手営農サポート
システムについて詳細
はコチラ

環境負荷低減の見える化システムに連携する営農管理アプリは順次追加予定です。

環境負荷低減の見える化システムに関する詳細は
コチラ →



報告事項（通年購入可能な販売店舗、表示事例等）

- 食料・農業・農村基本計画におけるKPIとして、みえるラベル商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県を令和12年度（2030年度）までに47都道府県に設定。
（令和7年12月1日時点、みえるらべる商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県が**22都道府県**に拡大。基本計画KPIの45%を初年度で達成。）
- みえるらべるのついた農産物等は、スーパーなどの小売店だけでなく、食堂や学校給食での取り扱いなど、多様な業態において取扱いが拡大。さまざまな機を捉えて、イベント等でも「見える化」を発信。
- 令和7年11・12月には見える化に取り組む者の拡大に向けターゲット別の研修会をオンラインで全3回開催。
- また、令和7年3月に作成した英語版ラベルについて国内における商標を登録。

みえるらべるの浸透に向けて

- ・ 食料・農業・農村基本計画におけるKPIとして、みえるらべる商品が**通年購入可能な店舗等がある都道府県を令和12年度（2030年度）までに47都道府県**に設定。
- ・ 保存のきく米、茶、加工品のほか、多数品目を取り扱うスーパーや道の駅において通年購入を実現。

イベントを通じた発信：大阪・関西万博

- ・ 令和7年6月8～15日の8日間、「食と暮らしの未来ウィーク」の農林水産省出展において、「見える化」をクイズ形式で学べるデジタルコンテンツを提供し、**5,755回**のアクセスを記録。
- ・ 「みえるらべる」がついた食品（ミニトマト、おにぎり、干し芋、ニンジンジュース、日本酒）の試食会を実施。6月9、10日の2日間で**558名**が来場。



みえるらべるの表示事例

あふ食堂: 食堂

- ・ グリーン購入法に基づく調達基準への「見える化」の位置づけ後、あふ食堂が**国等の庁舎における食堂で初めて「見える化」農産物の提供**を実現。
- ・ みえるらべるを取得したピーマン、いちご加工品（いちごジャム）、米を使ったメニューを提供。



エムサービス(株) (全国) : フードサービス事業

- ・ 令和7年7・8月を中心に同年11月までの期間、関東圏の受託事業所約660カ所（社食、病院、大学等）に、みえるらべるを取得したトマトを提供。



見える化研修会の開催

- ・ 令和7年11・12月に、生産者、流通・小売事業者など、ターゲット別にしたオンライン研修会を全3回開催。
- ・ 農業者・事業者など、約800名が参加。

英語版ラベルの作成

令和7年3月に作成した英語版みえるらべる「ChoiSTAR」について、7月に国内における商標登録。



報告事項 予算要求（概算決定版）

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち

みどりの食料システム戦略の加速化に向けた環境づくり

（食料システム関係者の行動変容に向けた理解促進）

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の加速化に向け、民間団体に委託し、環境負荷低減の取組の「見える化」を充実させるとともに、生産のみならず加工・流通、消費の各段階の関係者の理解を促進すること等により、「見える化」の付加価値向上による生産現場の取組拡大と食料システム関係者の行動変容を促進します。

<事業目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成、みえるらべる商品を通年購入可能な店舗等が全都道府県に展開〔令和12年〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実

- ① 消費者が環境負荷低減に取り組んだ農産物を一目で分かるよう、生産者の取組を評価し、GHG削減貢献や生物多様性保全の度合いを星の数でラベル（みえるらべる）表示する「見える化」（現在、対象は24品目）を行っています。この取組を拡大するため、ア GHG排出削減：新たに畜産物（豚肉、鶏肉、鶏卵）や花きを対象に加えるため、専門家や生産者等と連携し、GHG排出量等の評価手法を考案します。また、「見える化」の信頼性向上のため、現行のガイドラインとISO等の国際基準との整合性の検証を行います。

イ 生物多様性保全：現状、対象は米のみですが、果樹等へ対象品目を拡大するため、専門家と連携し、環境負荷を低減した取組による効果を調査します。

- ② また、加工食品については、CFP算定によるフードサプライチェーン全体の脱炭素化の「見える化」を進めるため、算定の手引きとなる「加工食品共通カーボンフットプリント（CFP）算定ガイド」を業界に周知し、食品企業による自主的なCFP算定の取組を支援します。

2. 農林水産業の環境負荷低減の取組等に関する理解促進

みどりの食料システム戦略の加速化には、生産現場の理解のみならず、加工・流通、消費の各段階における関係者の理解醸成・行動変容が必要不可欠です。このため、

- ① 官民連携での、生産から消費までの食料システムの関係者の連携の促進を図る取組、環境負荷低減に係る動向調査、戦略的な情報発信を行います。
② 消費者に「みえるらべる」農産物等の購入を促す販売手法を実証します。
③ 環境に配慮した取組の表彰等を通じて、将来を担う世代の理解を促進します。

3. 農林水産分野の地域気候変動適応推進

近年の記録的な猛暑を踏まえた効果的な適応策の調査結果を整理した上で、地方公共団体等への情報提供を行います。

<事業の流れ>



環境負荷低減の取組の「見える化」の充実

「みえるらべる」品目拡大

ア 豚肉、鶏肉、鶏卵や花きを対象とした温室効果ガス簡易算定シートの作成



イ 果樹等を対象とした生物多様性保全の効果に関する調査



フードサプライチェーンの脱炭素化の「見える化」

食品企業の自主的なCFP算定への支援



理解促進

生産から消費までの関係者の連携促進

生産者－川中・川下事業者の連携により、環境負荷低減の取組の加速化を図るため、マッチングイベント等を実施



「みえるらべる」訴求

「みえるらべる」農産物等の効果的な販売手法を複数地域で実証



・「見える化」の付加価値向上による生産現場の取組拡大
・食料システムの関係者の行動変容を促進

【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
地球環境対策室（03-6744-2473）